

2009年7月27日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 殿

[住 所] 〒231-0062 横浜市中区桜木町 3-9-6F  
[団 体 名] 神奈川県社会保障推進協議会  
[代表者名] 代表委員 水谷 正人  
[連絡先] 電話番号 045 - 201 - 3900

## 後期高齢者医療制度の廃止を求めつつ、当面、条例減免制度の対象拡大や免除制度の創設などにより「払える保険料」の実現及び75歳以上の窓口負担無料化等を求める要請書

### 【要請趣旨】

2008年4月にスタートした後期高齢者医療制度に対する国民の怒りの声は依然として根強く、また医療現場からも早期に制度の中止を求める声が強く出されています。

政府・厚生労働省による保険料の手直し、終末期医療の見直しなどに見られるように、制度の根幹に関わる部分において変更や凍結が行なわれていることや、また、高齢者の差別として大きな批判的となっている75歳以上の別立ての診療報酬自体が見直しの俎上に上ってきたことは、この制度のあり方を根本的に問い直す必要性を改めて示しているものと言えます。

健康診断を各保険者の努力義務に格下げしたことも“高齢者軽視”と映り、大きな怒りを呼びました。こうした背景のもとで制度の廃止を求める世論は高まる一方です。

特別徴収(年金天引き)への批判を受けて保険料の支払い方法は口座振替との完全選択制となったものの、高齢者個人から徴収することには変わりなく、かつ、所得水準の高さを理由に神奈川は高い保険料設定となっており、低所得者の生活を圧迫している事実にも変りはありません。

東京都日の出町のように75歳以上の方の窓口負担の無料化に踏み切る自治体も生まれており、保険料負担や窓口負担から受診抑制を生じさせないための積極的な対応と評価できます。

カナダやヨーロッパの主要国では、償還払いも含めて医療保険の窓口負担はありません。イギリスでは負担どころか逆に通院の交通費が病院の窓口で支給される水準だと聞き及びます。ましてや75歳以上を集めたこうした差別的制度は世界のどこにも存在せず、日本の異常さを披瀝した恥ずべき制度であり、世界の常識からは人権問題とも映りかねない制度です。

日本では医療保険制度は社会保険方式を取っていますが、憲法25条や13条などからお金のある無しで命が脅かされてはならず、誰にでも等しく受診機会が保障される社会保障制度として存在すべきです。保険料を“制度への参加費”と捉える「受益者負担」や「助け合いの制度」ではありません。滞納は、「払えない保険料」の設定や貧弱な減免制度にこそ問題があります。

また、後期高齢者医療制度の施行により、市町村国保加入時には享受できた自治体の福祉施策が、後期高齢者医療制度への移行と共に対象外とされて受けられなくなる事例も各地で生まれており、これも75歳以上の差別として怒りを呼ぶ原因となっています。

この制度はそもそも医療費抑制のために作られた制度であり、私たちは後期高齢者医療制度の廃止を求める立場ですが、その基本的立場はすべての高齢者に差別なく医療を受ける権利を保障することを願っているからです。広域連合事務局の立場もこの点では同じ立場だと考えます。そうした立場から、以下の点での改善を図っていただきますよう要請いたします。

**【要請事項】**

- 1、資格証や短期証の発行は保険料収納と全ての被保険者の医療を受ける機会を保障することとの混同によるものであり、資格証・短期証の発行はしないこと。
- 2、広域連合として滞納者の滞納理由を把握し、支払い困難者には条例減免制度の運用により救済を図ること。
- 3、先進的な自治体を実施している保険料減免基準(例えば所得が生保基準の 1.3 倍以下を減免対象とするなど)を参考に、条例減免制度の拡充を図ること。低所得者の保険料免除規定を創設すること。
- 4、保険料負担に加え窓口一部負担は、受診手控えの原因となっています。一部負担金減免制度を拡充し、低所得者を含め全ての高齢者の受診機会を保障してください。
- 5、国保から後期高齢者医療制度に移行させられた結果、国保加入時には適用された高齢者福祉サービス(例えば温水プール無料使用など)が制限される自治体があります。自治体の実態調査を行なっていただき、各自治体の施策の内容と75歳になった場合の対応を明らかにしていただくこと。並びに、各自治体に75歳以上も今まで通り福祉施策の対象とするよう、改善を指導していただくこと。
- 6、県医療課との懇談において、上記のような場合、保健事業を対象とした市町村への国の助成があると聞きました。この内容をお教えいただくことと、市町村が活用を図れるよう、各自治体への周知と指導をしていただくこと。
- 7、現在14都県において、広域連合への独自の財政投入が行なわれていると聞いています。各都県の実施内容と投入額をお教えいただくこと。制度存続の間は、条例減免の拡充やさらなる負担軽減の財源として、県に独自の財政措置を求めていただくこと。
- 8、後期高齢者医療制度は廃止し、75歳以上の窓口負担を無料とした制度を確立するよう、国および県に強く要望していただくこと。
- 9、今後2年間の医療費動向と保険料改定の検討状況をお知らせいただくこと。
- 10、以下の資料をご提供いただくこと。

1)平成20年度特別会計決算状況

2)一部負担金の負担割合別(1割負担者、3割負担者)の人数とその医療費額

3)所得区分別の世帯数、被保険者数、滞納者数、滞納額、法定軽減者数(8.5割、5割、2割別)、保険料条例減免者数、一部負担金減免者数の一覧

世帯所得	世帯数	被保険者数	滞納者数	滞納総額	保険料法定軽減対象			保険料条例減免者数	一部負担金減免者数
					8.5割軽減者	5割軽減者	2割軽減者		
未申告									
0～100万円以下									
100万円超～200万円以下									
200万円超～300万円以下									
300万円超～400万円以下									
400万円超～500万円以下									
500万円超～600万円以下									
600万円超～700万円以下									
700万円超～800万円以下									
800万円超～900万円以下									
900万円超～1000万円以下									
1000万円以上									

4)窓口負担を無料とする場合に必要となる財源(2010年度・2011年度・2012年度)の見込み額

5)保険料滞納者数の月別統計

以上